



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

V o l . 1 0 4 2 0 1 3 年 0 7 月 1 1 日

クロアチアの EU 加盟

クロアチアはヨーロッパ連合(EU)の第 28 番目の加盟国となりました。2013 年 7 月 1 日(加盟日)前に出願又は登録された共同体商標(CTM)は自動的にクロアチアにおいても保護されます。

クロアチアにおける先行権利との抵触については、全ての加盟国において、取得された権利の尊重と共同体商標の有効性を確保する規定があります。

2013 年 7 月 1 日前に出願/登録された共同体商標の所有者に関しては、新規加盟国において無効請求を受けないという原則があります。クロアチアにおいて記述的とみなされる語から構成された共同体商標であっても、無効審判の理由とすることはできません。また、クロアチアにおいて登録された国内先行権によって、共同体商標を無効にすることはできません。しかしながら、共同体商標が 2013 年 1 月 1 日と 2013 年 6 月 30 日の間に出願された場合、共同体商標規則第 165 条(3)の規定により、その国内の先行権によって異議申立を提起することができます。

かかる国内先行権の所有者は共同体商標の無効を請求することはできませんが、次の二つの条件の下で国内の権利に基づいてクロアチア国内においてのみ、拡張された共同体商標の使用を禁止することができます。

- * 先行権が加盟日(2013 年 7 月 1 日)より前にクロアチアにおいて登録、出願又は取得されている。
- * 先行権が善意に基づいて取得されている。

ご不明な点はお知らせください。

(情報提供: INLEX)